

令和4年度教育未来委員会行政視察報告書

教育未来委員長 田畑 直子

【視察日程】 令和4年11月16日（水）

【出席者】

委員長 田畑 直子
委員 伊藤 康平、岩井 雅夫、小松崎 文嘉
麻生 紀雄、中村 公江、三瓶 輝枝

【視察地及び調査事項】

- 1 さいたま市
(1) さいたま市ケアラー支援条例を踏まえたヤングケアラー支援について
(Web会議サービス「zoom」を使用したオンライン方式による行政視察)

【視察報告】

1 埼玉県さいたま市

(1) さいたま市ケアラー支援条例を踏まえたヤングケアラー支援について

調査目的	令和3年6月にヤングケアラー実態調査を実施したのち、同年7月に部局横断的な検討を行うため、保健福祉局・こども未来局・教育委員会事務局で構成される「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」を設置。その後、令和4年7月に「さいたま市ケアラー支援条例」を制定するなど、先進的な施策を実施しており、これまでの取組や成果等を調査し、本市取組の参考とする。
視察概要	<p>1 調査項目</p> <p>さいたま市ケアラー支援条例を踏まえたヤングケアラー支援について</p> <p>2 説明者</p> <ul style="list-style-type: none">・さいたま市福祉総務課 参事兼課長・さいたま市総合教育相談室 参事兼室長・さいたま市子ども家庭支援課 参事兼課長 <p>3 主な質疑応答(□:質疑、■:答弁)</p> <p>□ 実態調査のアンケートの母数は3万4,606人ということだったが、回答率ほどのぐらいだったか。</p> <p>■ 調査結果の回収状況については、3万4,606人のうち有効回答数が3万279人、有効回答率は87.5%である。</p> <p>中学校・中等教育学校と高等学校別だと、中学校・中等教育学校では89%、市立高等学校では71.1%となっている。</p> <p>□ ポスターやチラシの内容とお知らせの仕方などについて、どういう工夫をされているのか伺う。</p> <p>■ 周知啓発のパンフレットは、分かりやすく、親しみのあるものを教育委員会で作成し、小学生、中学生、高校生に配布した。</p> <p>裏面には、ヤングケアラーとは何かというようなところから、どんな悩みを抱えているのか、そして最終的には相談できる窓口まで周知をし、児童生徒一人一人に1枚ずつ配付した。</p>



【オンラインで説明を聴取】

□ 先日、NHKでヤングケアラーの特集をしており、中学校の生徒全員に面接をし、具体的に対策を立てて対応しているという事例が紹介されていたが、さいたま市で、何かそういう具体的な取組を既にやっているということであればお示し願いたい。



【質疑の様子】

■ 中学校における面接につ

いては、アンケートに基づく面接の手引きを教育委員会で作成し、先生方が面接を行うに当たっての留意事項も含めて、調査結果に基づいて子供に寄り添った面接ができるように、プライバシーに配慮しつつも、子供たちの悩みをしっかりと聞き取ることができるよう準備した。

□ 今回の体制では、福祉総務課、子ども家庭支援課、教育委員会と3つに跨るわけだが、ヤングケアラーに特化した課を新たにつくるということではないのか。例えば、専門の職員というか、窓口になるような職員というのは、特にあるわけではないのか。

そのあたりの体制的なことでの補強が、今回の条例化によってどうなったのか伺う。

■ ケアラー支援の条例を定めるに当たり、特化した組織をつくるという考えはなかった。

既存の取組や支援策などが散らばっている状態であったと考えており、それを体系的に整理することによって、ある程度の支援というものが見えてくるのではないかというコンセプトの下に、この条例の制定に取り組んできた。

確かに、制定の過程の中で、そういった特化した組織をつくったほうがいいのではないかとか、外部との協議会を立ち上げたほうがいいのではないかと様々な御意見、御指摘はいただいたが、人間的なところもあり、また、ケアラー、ヤングケアラーに関しては、全庁的に取り組んでいかなければいけないというところで、それぞれの窓口や各分野の所属がヤングケアラーの早期発見を含めて、そういった意識を持って対応していくということが重要なのではないかと考えており、専門的な組織をつくっていないという状況である。

また、周知啓発に関しては、条例制定の過程で整理してきた既存の支援策や相談の窓口を体系的に分かりやすく並べたホームページを作った。

さらに、電子媒体だけではなくパンフレットを作り、公民館や自治会にも配布している。この中には、ケアラー、ヤングケアラーはどういう人たちなのかということが、分かりやすく載っているのと、主な窓口を掲載している。

まだ条例を制定してから日が浅いということもあり、職員に浸透しているかという、まだまだ足りないのではないかと感じており、こういったいろいろな周知啓発活動を通じて認識を高めていき、各窓口でケアラー、ヤングケアラーに対応ができるようにしていきたいと考えている。

□ 先生方はこういう手引きがあつて、具体的に面接をしたりして対応ができるということでは、とてもいいことだと思うが、例えば、江戸川区では、面接をして、そこで気になるお子さんのことを先生同士がディスカッションして、どのように対応するかという話を、学校現場の中でやられているというのが、すごいと思ったが、さいたま市の場合は、こういった手引きをつくって、それぞれの先生がやってくださいということで、システムの何か上がっていくとか、それで対策を講じるということになっているのか伺う。

■ 学校でのサポートについては、アンケート調査の結果、学校や大人に助けて欲しいことは、「必要な支援は特にない」が一番多いと申し上げたが、その次に、「今の自分の状況について話を聞いてほしい」。次に多いのは、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」、また、「進路や就職等、将来の相談に乗ってほしい」という結果が出ているので、やはりこれは、生徒の身近にいる教職員、または学校にいるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、総括的に子供たちの話をまず聞くということ、第一に考えたところである。

その上で、学校の中では抱えきれない福祉的な支援等が必要な子供も見受けられるという状況であれば、スクールソーシャルワーカーなどが、各区の支援課等に連絡をし、また、子供の相談窓口が各区にできたので、そちらと連携をしながら、支援の在り方について進めているところである。

□ 組織体制のところ、今、特に課を設けてはいないということだが、先日、神戸市に行った中で、介護に精通している方がトップでいろいろとやられていたという話を聞いたが、基本的には福祉総務課が子供や教育とも調整をしながら、メインの担当課ということで務めているのか伺う。

■ 組織的なお話としては、今回の条例制定に当たり、福祉総務課が一

応中心となったということもあり、取りまとめ役を担っているという形になっている。

実際に対応しているというものではないが、我々のほうで取りまとめ、必要であれば関係機関、関係課につないでいるという役割を果たしている。

□ 条例ができたことによって早期発見ができて、実際にいろいろな支援につながっているということがあるのか伺う。

■ 早期発見の関係について、件数は把握していないが何件かホームページを見たというところで、娘の友達がヤングケアラーなのではないかという問合せが幾つかあったということがあり、関係課につないで、その後、支援をしているというケースも散見されているので、徐々にではあるが、周知の効果が出てきていると考えている。

□ 県の条例と市の条例との違いで、具体的にこういうところを盛り込んだとか、違いについて伺う。

■ 県との違いだが、条例の第4条で市の責務として早期発見を規定したということがある。

あと、大きな違いとして、第9条で実際に実施している支援策を体系的に整理し、6つの区分が出てきたということがある。相談支援体制の整備については、窓口がどこかということを確認化していく部分というの也被まれている。あと、2号から6号までは、レスパイトケアやピアサポートなどがある。

そういった事業を体系的に整理し、大きくくりで規定しておけば、この中で具体的な支援策、これにのっとった形で事業の創設ができるのではないかと考えている。これが県とは大きく違うところである。

□ 条例をすごいスピード感でつくられたのだなという印象がある一方で、これは子供に関する施策の中で、どこでも課題なのではないかと私自身が思っているのは、中学校までの義務教育期間、また、市立高校については、市は掌握していくものではあるとは思いますが、一方で、卒業してしまった後に、これらの対応というのが、どこまで対応しきれているのかというのが一つ課題になってきていると思う。

条例の内容も、それぞれ特徴があるという話だと思うが、実際に、卒業された子供たちに対して、県市間でどういう連携を図りながら、こういったケアラーの支援を今後目指していこうとしているのか伺う。

■ まず、ヤングケアラーとケアラーを区分するかどうかということについて、この条例制定の中でも議論があった。条例上では、定義を加えているが、埼玉県が18歳未満の者ということになっていたため、我々

もこれは入れておく必要があるだろうということで入れた次第であり、支援策に関しては、分け隔てなくしていくべきものではないかと考えている。

学校を卒業したから、ヤングケアラーではないからという意味ではなく、やはりケアラー、ヤングケアラーの負担軽減につながったり、問題が解消されるような支援策というものをしていかなければいけない。それは、ケアラー、ヤングケアラーに対して切れ目なくしていきたいと考えている。

これについても、やはり全庁的に認識が高まったときに、実はこういう意見があって、こういう支援策が必要だというのが自然発生的に出てくればと私どもは考えている。

□ つくられてまだ間もないというところがあるので、今後、各種ケアラー支援事業が様々ある中で、どういった施策を進めていこうと考えているか伺う。

■ 今後のケアラー施策に関しては、6月定例会の補正予算で、新たな事業を3本立ち上げており、その中で未実施の電話相談センターの設置を実施したいと考えている。

ケアラーの悩みなど、そういったものを気軽に相談できるような電話相談窓口というようなことで、今後、12月ぐらいになろうかと思うが、開設していく予定となっている。

□ 先行して埼玉県が条例をつくったので、市もつくったと思うが、条例をつくるに当たって、他の県市で参考になったところがあればお示し願いたい。

先日、我々は神戸市に行き、こういった相談、周知、レスパイト、ピアサポート、大体今みんな手探りで始まったばかりだと思う。本市は、まず周知から始めた方がいいのではないかと考えているが、そうしたところの部分で、何か参考になるようなところがあったらありがたいと思い、伺う。

■ 我々より先行して条例制定している他自治体は、北海道、栗山町、名張市、あとは総社市であり、参考にした。

ただ、横並びで見ると、どこも埼玉県と同じようなことが並べられている形になっており、多少の違いはあるが、やはりここは差異をつけないければ、さいたま市として条例を制定する意味がないというところで第4条の市の責務と第9条に施策等を盛り込んだという形になっている。

□ 今、3課の方がお話をされており、1つの課をつくるつもりはないとのことだが、一般の方というのは周知のチラシを見て、こういった

方はこういうところに電話をかけてということになると思うが、行政に詳しい自治会長や民生委員などが相談を受けたときに、真っ先にどこにかけていいかわからないといった場合、さいたま市は、どちらの課に最初にかければいいか伺う。

- 相談の入口に関しては、やはり我々としても、各区の窓口が実際に支援策を行っているので、そちらに行っていただくのが一番よろしいかと考えており、それでもどこの窓口に行ったらいいかわからないという場合には、ケアラーの方に関しては、複合的な問題に関しては、福祉丸ごと相談窓口を各区の福祉課に設置しており、こちらが、どんな悩みを抱えているかなどを解きほぐしながら、各関係機関、関係課につなげていく役割を果たしているのです、そちらを御案内する形になると思う。

ヤングケアラーの方に関しては、各区の支援課というところがあり、児童福祉、障害福祉を主に担当しているが、こちらに子ども家庭総合支援拠点を整備しており、窓口として御案内をしている。

- ヤングケアラー訪問支援事業について伺いたい。

予算が約1,700万円ついているが、実際に支援員は何名ぐらいいて、また、これを受けている子供が何名ぐらいいて、その方たちはどのぐらいの頻度で支援を受けているのか具体的に伺う。

- 訪問支援員については、介護保険事業や障害の居宅訪問をしている事業者と契約をして、訪問を行っている。

事業自体は、9月から利用できるように整え、実際の利用が始まったのが10月からとなっており、現在、2件のお宅に訪問をしていると聞いている。

10月分の報告が私どものほうにはまだ来ていないので、詳しい内容というのは把握していないが、1件については週2回、1時間ずつ家事で入っていると確認している。

- 訪問支援事業の周知は、ヤングケアラーだという子供たち全員に徹底されているものなのか伺う。

- こちらの事業については、区役所にある子ども家庭総合支援拠点で関わっている御家庭のうち、継続的な支援や見守りが必要だというお宅の中で、この子供がヤングケアラーだということが確認された場合に御案内するようにしており、例えば、チラシやポスターを作って広く周知をするというようなものとは区別をして御案内している。

- 訪問支援事業について、週2回は行っているとのことだが、私たちが調査した中で、ある程度期間が決まっているというようなこともあった。

さいたま市においては、期間について、例えば、ずっとやるのか、あるいは、人によって支援が切り替わる時期が変わってくるのか、その辺はどのような考えなのか伺う。

- 訪問支援事業については、原則として1回2時間、週2回というものを設けている。ただ、原則としてであり、ケースによってはこの原則に限らず訪問していくつもりである。

また、期間については特に定めていない。継続した支援が必要だというお宅なので、支援計画を立てており、その中で見直しを行いながら訪問を行っていくというところで、期間を特別に何か月とか、そういうところで定めてはいない。

- 条例の第2条第1号のケアラーの定義ということで、友人その他の身近な人に対してと書いてあるが、友人を入れた理由を伺う。

- 他の先進自治体の条文を参考にして、その中で、やはりケアというのは家族だけにとどまらなくなってきたということが、今現状としてあるということで、規定に盛り込んでいる。

これは他自治体でも含まれていたため、我々もこれは入れておかなければいけないだろうということで、こちらの規定を置いている。

- 条例の第13条に、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとなっているが、何かいろいろな想定外のこととか緊急なこととかがあると思うが、今考えられていることの中でどのようなものがあるか伺う。

- 条例第13条の委任条項については、時代とともにいろいろと変わっていくと我々は認識しており、その変化に対応するため、条例を改正していくとなると、なかなか時間的な制約などがあるので、規則や要綱、そういったもので柔軟に施策が展開できるようにこういった条項を置いている。

- 訪問支援事業については期間を定めず、それぞれの支援を提供していく場合に、原則は原則でということで支援策を立てているとのことだが、例えば、長期間的に1年とか2年もということも考えられるかと思うが、その辺の考え方について伺う。

- 訪問支援事業については、支援計画を立てており、期間を設けて見直しなどを行っている。

その中には、例えば、他のサービスを使うことで、ヤングケアラーの訪問支援事業を使わなくてもよくなるようなケースもあるだろうし、また、逆にほかで補えないというところで、ヤングケアラーの訪問支援事業を長く続けていかなければいけないということも想定している。

どちらにしても、個々のケースに合わせて、訪問支援計画を立てて対応していきたいと思っている。

□ 実際に、アンケート調査の中にも、友人というようなことが入っていたりするののか。

あるいは、さいたま市の中で、友人としてケアをしているというような参考事例があればお示し願いたい。

■ 実態調査の結果で、お世話をしている、必要としている家族と聞いているので、実際になかなか友人ということでピンポイントで上がってきたという事例は、今回の調査ではなかった。

ただ、その他の項目で、実際に一緒に住んではいないけれども、いところをお世話しているという事例は上がってきているので、やはり今後、友人ということも考えられるのかなと思っている。

□ 自分がヤングケアラーだと分かっているかどうかという子供が結構いると思う。昔は家族の中で助け合いながら面倒を見たり、いろいろな形で協力をしていたところだと思う。それが現在、大分子供に負担がかかるということで、こういったヤングケアラーの支援ということが出てきたと思う。

大人も子供も、こういった形でヤングケアラーだということを周知していくか。

実態に合わせて変更していける柔軟な条例であるということで、これはやはり大切なことだと私も考えているが、条例をつくったことによって、ある程度のルールが決まってきて、ヤングケアラーはこういったものだというのを皆さんに周知することが大事だと思うので、周知方法をお示し願いたい。

■ 周知に関しては、我々も何が効果的なのかすごく悩ましい部分である。

今回はパンフレットと、あとポスターも窓口に掲出したいと考えている。あとは、ホームページやYouTubeとか、比較的若い方々、家にいる時間が長いというのかもしれないが、ちょっとした時間に見られるような動画で、何かPRできるものがないかと考えており、そちらも今、製作している最中であるので、若い人にもより分かりやすく、また、見やすくというものをコンセプトに周知活動を続けている。

引き続き今後も、各区役所にあるデジタルサイネージを活用したり、あとは駅のデジタルサイネージも活用して広報していければと考えている。

また、何か本当に効果的な方法があれば、教えていただきたいとい

	<p>うことは、我々としても思っている。</p>
<p>主な委員所感</p>	<p>○ 周知広報のオリジナルチラシ・リーフレットが充実していた。 条例の制定については、庁内多部局が連携し、包括的・体系的に施策展開する上で効果的だと感じた。 子ども家庭総合支援拠点に相談窓口を置いたことが効果的だと感じた。 ホームページで情報をまとめていることが大きいと感じた。 保健福祉局との連携が重要である。</p> <p>○ 条例の制定を、スピード感を持って取り組んでこられたことが印象的。 特徴的な条項として、第4条、第9条を挙げていたが、内容を見ると、もう少し具体性があったほうがいように感じる。 支援体制は、やはり福祉部局との連携なしにはありえない。どちらが頭になるにせよ、トータルコーディネートができなければ課題解決には至らない。</p> <p>○ ヤングケアラーが注目され、昔から家族の面倒を見るのが当たり前であった時代と違い、現在はヤングケアラーを支援することが必要である。 実態を把握するためにアンケートを取ったり、教員が普段の学校生活で気付いてあげられるようにするなど、早期に発見してあげることが大切だと思う。 生徒からの相談は丁寧に聞いてあげることも大切なことだと思う。 支援の条例をつくることによって、専門的なルールをつくり、分かりやすくする必要がある。</p> <p>○ 条例と取組の確認ができて良かった。 対応窓口を決めたほうが良いと感じた。</p> <p>○ オンラインでも、ネットや資料を見ながら、改めて、条例を制定して体制を取って、本格的に稼働していることが分かった。 いずれにしても、主導権を握って対応することが必要だと思った。</p> <p>○ ケアラー支援条例のうち、友人とされている部分だが、アンケート調査において、いとこの事例もあったとのことであり、やはり条例は</p>

	<p>必要だと感じた。</p> <p>条例があったから、特化した課をつくらなくても連携が進んだと同 ったので、いずれ条例づくりが千葉市には必要で、象徴的なものにな ると期待が持てると思った。</p>
--	---